

## 保健所等から排出される感染性産業廃棄物等の収集、運搬及び処分業務仕様書

保健所等から排出される感染性産業廃棄物等の収集、運搬及び処分業務に関する仕様書は次のとおりとする。

受注者は別に締結される業務委託契約書とこの仕様書に基づき、信義を重んじ誠実に業務を履行しなければならない。

### 1 委託業務の名称

保健所等から排出される感染性産業廃棄物等の収集、運搬及び処分業務委託

### 2 委託契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3 業務の対象

業務は、保健所等（各保健センター及び各地区保健センター）で実施する採血や検尿の使用済器材（注射針、ガーゼ、検尿容器等）、保健環境試験所で実施する試験検査に伴い排出されるシャーレ、採便管、採血管、試薬びん等及び鹿児島市夜間急病センターでの診療に伴い排出される使用済器材（注射針、ガーゼ等）の感染性産業廃棄物並びに各保健センターから出される歯科検診後の手袋・歯ブラシ等の廃プラスチック類及び鹿児島市夜間急病センターから排出される金属くず（スプレー缶）の非感染性産業廃棄物について行うものとする。

各保健センター及び地区保健センターは次のとおり

- (1) 中央保健センター
- (2) 東部保健センター
- (3) 南部保健センター
- (4) 西部保健センター
- (5) 北部保健センター
- (6) 保健環境試験所及び鹿児島市夜間急病センター
- (7) 吉田保健福祉課（地区保健センター）
- (8) 桜島保健福祉課（地区保健センター）
- (9) 喜入保健福祉課（地区保健センター）
- (10) 松元保健福祉課（地区保健センター）
- (11) 郡山保健福祉課（地区保健センター）

### 4 使用する容器

感染性産業廃棄物の収集、運搬及び処分のために使用する容器は、ポリ容器（容量200程度、密閉式の箱型）及びポリ袋（30～500程度）の2種類とする。

また、非感染性産業廃棄物の収集、運搬及び処分のために使用する容器は、ポリ袋（30～500程度）の1種類とする。

## 5 契約方法

保健所等から排出される感染性産業廃棄物等の収集、運搬及び処分に使用するポリ容器及びポリ袋について、それぞれ10あたりの単価契約を締結するものとする。

なお、業務を依頼する感染性産業廃棄物の量は、ポリ容器使用分が6,4600程度、ポリ袋使用分が3,0500程度、非感染性産業廃棄物の量は、9900程度見込まれるが、状況により変更があるものとし、増減に関して補償はないものとする。

## 6 業務の内容

### (1) 収集

ア 4月当初、感染性産業廃棄物の収集については、事前に空のポリ容器を中央保健センター、保健環境試験所、及び鹿児島市夜間急病センターに、空のポリ袋を保健環境試験所に、それぞれ2週間分程度配付し、第1回目の収集時以降はその都度1週間分ずつ空容器を補充しておく。また、非感染性産業廃棄物の収集については、事前に空のポリ袋を各保健センター及び鹿児島市夜間急病センターに、2枚程度配付し、収集時に補充する。

イ 中央保健センター、保健環境試験所及び鹿児島市夜間急病センター分は週1回収集するものとし、曜日は鹿児島市（以下「発注者」という。）と受注者との協議により決定する。

また、上記以外の施設分は回数、曜日等についてあらかじめ発注者と受注者との協議により決定する。

ウ 収集作業が終了したときは、受注者は発注者が記入・署名した産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）に自らも署名した後、管理票（A票）を発注者に渡す。

なお、ポリ容器、ポリ袋及び管理票は、受注者が購入し、準備しておくものとする。

### (2) 運搬

ア 感染性産業廃棄物専用の運搬車を使用する。

イ 運搬途中に積み替え又は一時保管を行わず焼却施設へ直送する。

ウ 収集した分の全容器を焼却施設へ搬入後、管理票（B2票）に運搬終了年月日を記入し、焼却施設管理者等の受領印を受け発注者へ返送する。

### (3) 処分

ア 使用済器材を収納していた容器は、焼却施設でそのままの状態焼却及び滅菌処理する。また、処分業務を終了したときは、管理票（D票）に処分終了年

月日を記入し、発注者へ返送する。

イ アの処理後の残渣物は、適切に埋立て処分をする。また、最終処分を終了したときは、最終処分施設管理者等に最終処分終了年月日を記入、終了印をもらった後、発注者へ速やかに管理票（E票）を返送し、管理票（B1票、C1票及びC2票）は受注者が保管する。

#### 7 労働環境の確認に関する特記事項

- (1) 受注者は、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員に係る労働環境に関し、発注者指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。
- (2) 発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。
- (3) 発注者は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。

#### 8 その他

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、使用する容器の容量について「保健所等から排出される感染性産業廃棄物等の収集、運搬及び処分業務の使用容器届（様式第1）」により報告すること。
- (2) 受注者は、「保健所等から排出される感染性産業廃棄物等の収集、運搬及び処分業務実績報告書（様式第2）」を1月分毎に、業務を行った翌月10日までに提出すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項は、発注者、受注者協議して決定するものとする。